

地方自治法施行令の一部を改正する政令概要

1. 改正理由

「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）において、以下のとおり政令改正を行うこととされたことを受け、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の改正を行うもの。

◎平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）

- ・ 私人の公金取扱いの制限（243 条）については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成 29 年中に可能とする。
- ・ 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先（55 条 3 項）については、平成 29 年度中に政令を改正し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会に変更する。

2. 改正の概要

（1）歳入の徴収又は収納の事務の委託関係

地方自治法施行令第 158 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第 3 号から第 6 号までに掲げる歳入に係る遅延損害金について、その徴収又は収納の事務を私人に委託することができることとする（第 158 条第 1 項）。

（2）大都市特例関係

指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の付議先を、都道府県都市計画審議会から市町村都市計画審議会に変更する（第 174 条の 39 第 3 項）。

3. 施行期日

（1）は公布日、（2）は平成 30 年 4 月 1 日